

議案第 2 号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則について

以下の理由により、教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案を別紙のとおり提出する。

令和 4 年10月25日提出

沖縄県教育委員会教育長 半嶺 満

理 由

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）等の一部が改正され、普通免許状及び特別免許状の更新制が廃止されたこと等を踏まえ、関係する規定を整備する等の必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

【参考・根拠規程】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第1項、第33条第1項

「教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則」の概要

1 教育職員免許法改正によるもの

(1) 旧免許状の効力の確認（「規則案の概要の説明」の「3 改正案の概要」(1)）

- ・例：第17条第3号
- ・旧免許状の書き換え又は再交付の際、その免許状の効力を確認するために必要な書類の提出を求める規定を追加する。

※第7条の2・第10条の2（新教育領域の追加）、第32条（授与証明書の交付）にも同様の規定を追加。

(2) 再授与の際の提出書類の簡素化（「規則案の概要の説明」の「3 改正案の概要」(2)）

- ・令和4年7月1日より前に期限切れ失効となった免許状の再授与を受けようとする場合は、書類の提出を省略できる規定を、第16条の2として新設。

(3) 教育職員免許法との条ずれの対応、教育職員免許法の改正内容の反映等（「規則案の概要の説明」の「3 改正案の概要」(3)）

- ・例：第6条 「免許法第16条の2の規定により…」 → 「免許法第16条第1項の規定により…」

※第2条、第8条、第11条、第12条、第19条、第34条、第20号様式、第23号様式も同様の改正。

2 その他所要の改正（「規則案の概要の説明」の「3 改正案の概要」(4)）

- ・法制執務上、適切な表現となるよう改正。
- ・例：第4条 「…前条第1項第1号…」 → 「…前条第1号…」 条が1項のみである場合は項番号をつけない

※目次、第2条から第8条まで、第10条から第14条まで、第17条、第19条、第32条、第1号様式、第3号様式、第4号様式、第5号様式、第9号様式から第10号様式の2においても同様の趣旨の改正。

3 公布日について

- ・「教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則」は、公布の日から施行する。

※附則に規定。

規則案の概要の説明

部課名 教育庁学校人事課

1 件名

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

2 改正の経緯及び必要性

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）等の一部が改正され、普通免許状及び特別免許状の更新制が廃止されたこと等を踏まえ、関係する規定を整備する等の必要がある。

3 改正案の概要

- (1) 免許状の新教育領域の追加の定めを受けようとする者、当該定めを受けるための教育職員検定を受けようとする者又は書き換え、再交付若しくは授与証明書の交付の願い出をする者が提出しなければならない書類に、当該免許状の効力を確認するために必要な書類を加える。（第7条の2、第10条の2、第17条及び第32条関係）
- (2) 過去に授与を受け、失効した普通免許状と同一の普通免許状の授与を受けようとする場合の提出書類について定める。（第16条の2関係）
- (3) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）等の一部が改正されたことに伴う所要の改正を行う。（第2条、第6条、第8条、第11条、第12条、第19条、第34条、第20号様式及び第23号様式関係）
- (4) その他所要の改正を行う。（目次、第2条から第8条まで、第10条から第14条まで、第17条、第19条、第32条、第1号様式、第3号様式、第4号様式、第5号様式及び第9号様式から第10号様式の2まで関係）
- (5) この規則は、公布の日から施行する。（附則）

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第1項、第33条第1項

5 関係各課との調整状況

特になし。

6 添付資料

- (1) 新旧対照表
- (2) 根拠法令等の参照条文
- (3) その他参考となる資料

別紙

沖縄県教育委員会規則第 号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則（平成元年沖縄県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。
題名の次に次の目次を付する。

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 免許状出願手続（第3条—第18条）
- 第3章 単位の修得方法（第19条）
- 第4章 教育職員検定（第20条—第25条）
- 第5章 雑則（第26条—第37条）

附則

第2条の表中「教育職員免許法等の一部を改正する法律（昭和36年法律第122号）」を「教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）」に、「36年改正法」を「19年改正法」に、「教育職員免許法等の一部を改正する法律（昭和63年法律第106号）」を「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律（令和4年法律第40号）」に、「63年改正法」を「4年改正法」に、

「
教育職員免許法施行法施行規則（昭和29年文部省令第27号）
小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法
の特例等に関する法律（平成9年法律第90号）
小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法
の特例等に関する法律施行規則（平成9年文部省令第40号）

施行法施行規則
特例法
特例法施行規則

を「教育職員免

許法施行法施行規則（昭和29年文部省令第27号） 施行法施行規則 に改める。

第3条第1項第7号中「特例法施行規則」を「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（平成9年文部省令第40号）」に、「証明書（特例法）を「証明書（小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成9年法律第90号）」に改め、「書類」の次に「第16条の2第3号において「介護等体験証明書等」という。」を加え、同項第8号中「特別支援学校の」の次に「教諭の」を加え、同項第9号中「保健師免許」を「養護教諭の普通免許状の出願にあつては、保健師免許」に、「による場合」を「の一種免許状の口の項若しくはハの項又は二種免許状の口の項若しくはハの項の規定の適用を受ける場合に限る。」に改め、同項第10号中「管理栄養士」を「栄養教諭の普通免許状の出願にあつては、管理栄養士」に改め、「（免許法別表第2の2による場合）」を削り、同項に次の1号を加える。

(1) 免許法施行規則第2条第1項の表備考第9号、第4条第1項の表備考第8号、第7条第1項の表備考第4号又は第9条の表備考第3号の規定により教育実習又は養護実習の単位に替える場合にあつては、実務に関する証明書（第4号様式。以下同じ。）

第3条第2項を削る。

第4条中「前条第1項第1号」を「前条第1号」に改める。

第5条中「36年改正法」を「教育職員免許法等の一部を改正する法律（昭和36年法律第122号。第2号において「36年改正法」という。）」に改め、同条第1号中「第3条第1項第1号」を「第3条第1号」に改め、同条第2号中「免許状」を「36年改正法附則第6項に規定する中学校教諭免許状」に改める。

第6条中「第16条の2」を「第16条第1項」に改め、同条第1号中「第3条第1項第1号」を「第3条第1号」に改め、同条第2号中「に定める試験」を削り、「同規程」を「同令」に改める。

第7条第1号中「第3条第1項第1号」を「第3条第1号」に改める。

第7条の2中「に基づく」を「の規定により」に改め、同条第2号中「第3条第1項第2号」を「第3条第2号」に改め、同条第3号を次のように改める。

(3) 新教育領域の追加を受ける特別支援学校の教員の免許状

第7条の2に次の1号を加える。

(4) 前号の免許状が4年改正法による改正前の19年改正法附則第2条第1項の規定により有効期間の定めがないものとされた普通免許状である場合にあっては、当該免許状が4年改正法附則第12条に規定する普通免許状でないことを証する書類

第8条第1項中「免許法第6条に規定する」を削り、「を受けようとする者は、次に掲げる」を「(免許法第5条第2項及び第5項、第5条の2第3項並びに第18条の規定による検定を除く。)を受けようとする者(第9条から第10条まで、第13条第2項及び第14条に規定する者を除く。)」は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める」に改め、「省略し、」の次に「及び」を加え、同項第1号中「場合」を「場合 次のアからコまでに掲げる書類」に改め、同項第2号中「場合」を「場合 次のアからケまでに掲げる書類」に改め、同項第3号から5号までの規定中「場合」を「場合 次のアからコまでに掲げる書類」に改め、同項第6号中「場合」を「場合 次のアからケまでに掲げる書類」に改め、同項第7号中「場合」を「場合 次のアからコまでに掲げる書類」に改め、同条第2項中「前項の」を削り、「同項第1号」を「前項第1号アからコまで」に改め、同条第3項中「第38項及び第39項」を「第35項及び第36項」に、「第1項第1号」を「第1項第1号アからコまで」に改め、「記載した」の次に「免許法施行規則附則第35項に規定する」を加え、同条第4項を削る。

第10条第2項中「規定する書類」を「掲げる書類」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第10条の2 免許法第5条の2第3項に規定する検定(普通免許状に係るものに限る。)を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 教育職員検定(新教育領域追加)願(第10号様式の2。以下同じ。)
- (2) 第8条第1項第1号イからオまで、キ、ク及びコに掲げる書類
- (3) 新教育領域の追加を受ける特別支援学校の教員の免許状
- (4) 前号の免許状が4年改正法による改正前の19年改正法附則第2条第1項の規定により有効期間の定めがないものとされた普通免許状である場合にあっては、当該免許状が4年改正法附則第12条に規定する普通免許状でないことを証する書類

第11条の見出し中「等」を削り、同条中「第5条第3項」を「第5条第2項」に改める。

第12条第1項中「第5条第6項」を「第5条第5項」に改め、同条第2項中「規定する」を「掲げる」に改める。

第12条の2中「に規定する教育職員検定」を「の規定により検定」に改める。

第13条の見出し中「授与」の次に「等」を加え、同条第1項中「第64条第1項の規定により特別支援学校自立教科教諭免許状」を「第64条第1項の表に規定する免許状の授与」に改め、第1号を次のように改める。

- (1) 教育職員免許状授与願

第13条第2項中「第64条第2項」を「第64条第1項」に改め、「、前項に掲げる書類のほか」を削り、第3号を第5号とし、第2号を第4号とし、第1号を第3号とし、同号の前に次の2号を加える。

- (1) 教育職員検定願
- (2) 前項第2号から第9号までに掲げる書類

第14条中「、前条第1項に掲げる書類のほか」を削り、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 前条第2項第1号及び第2号に掲げる書類

第16条の次に次の1条を加える。

(出願の特例)

第16条の2 4年改正法による改正前の免許法第9条の2第1項に規定する有効期間の更新を受けなかったことにより効力を失った普通免許状又は4年改正法による改正前の19年改正法附則第2条第5項の規定により効力を失った普通免許状と同一の普通免許状の授与を受けようとする者(検定により当該授与を受けようとする者を含む。)は、この章の規定による次に掲げる書類の提出を省略することができる。ただし、教育長が当該普通免許状を授与するため提出の必要があると認めるものは、この限りでない。

- (1) 基礎資格証明書
- (2) 学力に関する証明書(検定により授与を受けようとする者を除く。)
- (3) 介護等体験証明書等
- (4) 実務に関する証明書
- (5) 教科に関する証明書

(6) 実地の経験及び技術に関する証明書

第17条第1号及び第2号中「のほか」を削り、同条に次の1号を加える。

(3) 書換え又は再交付を願い出る免許状が4年改正法による改正前の19年改正法附則第2条第1項の規定により有効期間の定めがないものとされた普通免許状又は特別免許状である場合にあっては、当該免許状が4年改正法附則第12条に規定する普通免許状又は特別免許状でないことを証する書類

第19条の見出しを削り、同条第1号ク中「第38項及び第39項」を「第35項及び第36項」に改める。

第32条第1項中「受けようとする」を「願い出る」に、「教育職員免許状授与証明書交付願（第22号様式）により願い出なければ」を「次に掲げる書類を提出しなければ」に改め、同項に次の2号を加える。

(1) 教育職員免許状授与証明書交付願（第22号様式）

(2) 授与証明書の交付を受けようとする免許状が4年改正法による改正前の19年改正法附則第2条第1項の規定により有効期間の定めがないものとされた普通免許状又は特別免許状である場合にあっては、当該免許状が4年改正法附則第12条に規定する普通免許状又は特別免許状でないことを証する書類

第34条中「第11条第5項及び教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第6項」を「第11条第4項」に改める。

第1号様式中「第7条」の次に「、第13条」を加える。

第3号様式中「第15条」を「第16条」に改める。

第4号様式中「一第12条」を「、第11条、第12条」に改める。

第5号様式中「第15条」を「第10条、第11条、第12条、第13条—第15条」に改める。

第5号様式の2を削る。

第9号様式中「第10条」を「第9条の2、第10条」に、「一第15条」を「、第15条」に改める。

第10号様式中「一第15条、第34条」を「、第15条、第33条」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

第10号様式の2（第10条の2、第12条の2関係）

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">沖縄県収入 証紙貼付欄</div> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">教育職員検定（新教育領域追加）願</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</p> <p>沖縄県教育委員会 殿</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">本 籍 現 住 所 氏 名 生年月日 年 月 日生 電話番号</p>			
免許状の種類	教諭 免許状		
免許状に定められている教育領域			
番号	授与年月日		授与権者
追加する教育領域			

※欄は記入しないこと。

※ 受 付	※判定	※ 不合格の理由

第20号様式中 「有卒 効業 期又 間は の終 満了 了の の年 日月 日」 を 「卒 業 又 は 終 了の の年 月 日」 に改める。

第23号様式中 「

有効期間の満了日	
備 考	

」 を

「

備 考	
-----	--

」 に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の教育職員免許状に関する規則の規定に基づいて印刷された第1号様式、第3号様式、第4号様式、第5号様式、第5号様式の2、第9号様式、第10号様式及び第23号様式については、当分の間、所要の補正を行って使用することができる。

教育職員免許状に関する規則（平成元年沖縄県教育委員会規則第8号）新旧対照表

改正案	現行																								
<p>目次</p> <p><u>第1章 総則（第1条・第2条）</u></p> <p><u>第2章 免許状出願手続（第3条—第18条）</u></p> <p><u>第3章 単位の修得方法（第19条）</u></p> <p><u>第4章 教育職員検定（第20条—第25条）</u></p> <p><u>第5章 雑則（第26条—第37条）</u></p> <p><u>附則</u></p> <p>第1章 総則 (趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(関係法令の略称)</p> <p>第2条 (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>第1章 総則 (趣旨)</p> <p>第1条 沖縄県教育委員会が授与する教育職員の免許状に関しては、法令に特別の定めのある場合を除き、この規則の定めるところによる。</p> <p>(関係法令の略称)</p> <p>第2条 この規則で、次の表の左欄に掲げる法令は、それぞれ右欄に掲げるとおり略称する。</p>																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1013 1115 1093 2128">左欄</th> <th data-bbox="1013 1411 1093 1980">右欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1093 1115 1141 2128">(略)</td> <td data-bbox="1093 1411 1141 1980">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1141 1115 1189 2128">(略)</td> <td data-bbox="1141 1411 1189 1980">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1189 1115 1252 2128">教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）</td> <td data-bbox="1189 1411 1252 1980">19年改正法</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1252 1115 1332 2128">教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律（令和4年法律第40号）</td> <td data-bbox="1252 1411 1332 1980">4年改正法</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1332 1115 1410 2128">(略)</td> <td data-bbox="1332 1411 1410 1980">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	左欄	右欄	(略)	(略)	(略)	(略)	教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）	19年改正法	教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律（令和4年法律第40号）	4年改正法	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1013 100 1093 1115">左欄</th> <th data-bbox="1013 1411 1093 1980">右欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1093 100 1141 1115">教育職員免許法（昭和24年法律第147号）</td> <td data-bbox="1093 1411 1141 1980">免許法</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1141 100 1189 1115">教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和29年法律第158号）</td> <td data-bbox="1141 1411 1189 1980">29年改正法</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1189 100 1252 1115">教育職員免許法等の一部を改正する法律（昭和36年法律第122号）</td> <td data-bbox="1189 1411 1252 1980">36年改正法</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1252 100 1332 1115">教育職員免許法等の一部を改正する法律（昭和63年法律第106号）</td> <td data-bbox="1252 1411 1332 1980">63年改正法</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1332 100 1410 1115">教育職員免許法施行法（昭和24年法律第148号）</td> <td data-bbox="1332 1411 1410 1980">施行法</td> </tr> </tbody> </table>	左欄	右欄	教育職員免許法（昭和24年法律第147号）	免許法	教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和29年法律第158号）	29年改正法	教育職員免許法等の一部を改正する法律（昭和36年法律第122号）	36年改正法	教育職員免許法等の一部を改正する法律（昭和63年法律第106号）	63年改正法	教育職員免許法施行法（昭和24年法律第148号）	施行法
左欄	右欄																								
(略)	(略)																								
(略)	(略)																								
教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）	19年改正法																								
教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律（令和4年法律第40号）	4年改正法																								
(略)	(略)																								
左欄	右欄																								
教育職員免許法（昭和24年法律第147号）	免許法																								
教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和29年法律第158号）	29年改正法																								
教育職員免許法等の一部を改正する法律（昭和36年法律第122号）	36年改正法																								
教育職員免許法等の一部を改正する法律（昭和63年法律第106号）	63年改正法																								
教育職員免許法施行法（昭和24年法律第148号）	施行法																								

(略)	(略)
(略)	(略)
(削る。)	(削る。)
(削る。)	(削る。)

第2章 免許状出願手続

(免許状授与の出願)

第3条 免許法別表第1、別表第2又は別表第2の2に規定する普通免許状の授与を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

(7) 小学校又は中学校の教諭の普通免許状の出願にあつては、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（平成9年文部省令第40号）第4条第1項に規定する介護等の体験に関する証明書（小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成9年法律第90号）第2条第3項に規定する者に該当するものにあつては、その事実を証する書類。第16条の2第3号において「介護等体験証明書等」という。）

(8) 特別支援学校の教諭の普通免許状の出願にあつては、基礎資格として必要な普通免許状の写し

(9) 養護教諭の普通免許状の出願にあつては、保健師免許又は看護師免許の写し（免

教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）	免許法施行規則
教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第27号）	施行法施行規則
小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成9年法律第90号）	規則
小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（平成9年文部省令第40号）	特例法施行規則

第2章 免許状出願手続

(免許状授与の出願)

第3条 免許法別表第1、別表第2又は別表第2の2に規定する普通免許状の授与を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 教育職員免許状授与願（第1号様式。以下同じ。）

(2) 履歴書（第2号様式。以下同じ。）

(3) 戸籍抄本（外国人にあつては、住民票の写し。以下同じ。）

(4) 宣誓書（第3号様式。以下同じ。）

(5) 基礎資格証明書

(6) 学力に関する証明書

(7) 小学校又は中学校の教諭の普通免許状の出願にあつては、特例法施行規則

第4条第1項に規定する介護等の体験に関する証明書（特例法

第2条第3項に規定する者に該当するものにあつては、その事実を証する書類

）

(8) 特別支援学校の普通免許状の出願にあつては、基礎資格として必要な普通免許状の写し

(9) 保健師免許又は看護師免許の写し（免

<p>許法別表第2の一種免許状の口の項若しくはハの項又は二種免許状の口の項若しくはハの項の規定の適用を受ける場合に限る。)</p> <p>(10) 栄養教諭の普通免許状の出願にあつては、<u>管理栄養士又は栄養士の免許の写し</u>はハの項の規定の適用を受ける場合に限る。)</p> <p>(11) <u>免許法施行規則第2条第1項の表備考第9号、第4条第1項の表備考第8号、第7条第1項の表備考第4号又は第9条の表備考第3号の規定により教育実習又は養護実習の単位に替える場合にあつては、実務に関する証明書(第4号様式。以下同じ。)</u></p> <p>(削る。) ←前項第11号に移記</p> <p>第4条 免許法附則第8項の規定により普通免許状の授与を受けようとする者は、<u>前条第1号から第6号までに掲げる書類を提出しなければならない。</u></p> <p>第5条 <u>教育職員免許法等の一部を改正する法律(昭和36年法律第122号。第2号において「36年改正法」という。)</u> 附則第6項の規定により普通免許状の授与を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>第3条第1号、第2号及び第4号に掲げる書類</u></p> <p>(2) <u>36年改正法附則第6項に規定する中学校教諭免許状の写し又は授与証明書</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>第6条 <u>免許法第16条第1項の規定により普通免許状の授与を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>第3条第1号から第4号までに掲げる書類</u></p> <p>(2) <u>教員資格認定試験規程(昭和48年文部省令第17号)第7条第1項の合格証書の写し又は同令第8条第2項の合格証明書</u></p>	<p>許法別表第2による場合</p> <p>(10) <u>管理栄養士</u> 又は<u>栄養士の免許の写し(免許法別表第2の2による場合)</u> (新設) ←第2項を移記</p> <p>2. <u>免許法施行規則第2条第1項の表備考第9号、第4条第1項の表備考第8号、第7条第1項の表備考第4号又は第9条の表備考第3号の規定により教育実習又は養護実習の単位に替える場合は、前項に掲げる書類のほか、実務に関する証明書(第4号様式。以下同じ。)</u>を提出しなければならない。</p> <p>第4条 免許法附則第8項の規定により普通免許状の授与を受けようとする者は、<u>前条第1項第1号から第6号までに掲げる書類を提出しなければならない。</u></p> <p>第5条 <u>36年改正法</u> 附則第6項の規定により普通免許状の授与を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>第3条第1項第1号、第2号及び第4号に掲げる書類</u></p> <p>(2) <u>免許状</u>の写し又は授与証明書</p> <p>(3) <u>教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令(昭和36年文部省令第18号)附則第11項に規定する技術の教科に関する講習の修了証明書</u></p> <p>第6条 <u>免許法第16条の2</u>の規定により普通免許状の授与を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>第3条第1項第1号から第4号までに掲げる書類</u></p> <p>(2) <u>教員資格認定試験規程(昭和48年文部省令第17号)第7条第1項に定める試験の合格証書の写し又は同規程第8条第2項に定める試験の合格証明書</u></p>
--	--

第7条 免許法附則第11項の規定により普通免許状の授与を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 第3条第1号 から 第4号までに掲げる書類
- (2) 旧国立養護教諭養成所設置法（昭和40年法律第16号）による国立養護教諭養成所（以下「旧国立養護教諭養成所」という。）に3年以上在学し、所定の課程を終えて卒業した旨の証明書

第7条の2 免許法第5条の2第3項の規定により新教育領域の追加の定め（普通免許状に係るものに限る。）を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 教育職員免許状新教育領域追加願（第1号様式の2）
- (2) 第3条第2号 から 第4号まで及び第6号に掲げる書類
- (3) 新教育領域の追加を受ける特別支援学校の教員の免許状
- (4) 前号の免許状が4年改正法による改正前の19年改正法附則第2条第1項の規定により有効期間の定めがないものとされた普通免許状である場合にあっては、当該免許状が4年改正法附則第12条に規定する普通免許状でないことを証する書類

（教育職員検定の出願）

第8条 _____ 教育職員検定（以下「検定」という。）（免許法第5条第2項及び第5項、第5条の2第3項並びに第18条の規定による検定を除く。）を受けようとする者（第9条から第10条まで、第13条第2項及び第14条に規定する者を除く。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を提出しなければならない。ただし、現に勤務する者にあつては、宣誓書を省略し、及び身体に関する証明書を定期健康診断書の写しに所属長の原本証明を付したものに替えることができるものとする。

- (1) 免許法別表第3による場合 次のアからエまでに掲げる書類
 - ア 教育職員検定願（第5号様式。以下同じ。）
 - イ 履歴書
 - ウ 戸籍抄本
 - エ 人物に関する証明書（第6号様式。以下同じ。）

第7条 免許法附則第11項の規定により普通免許状の授与を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 第3条第1項第1号から 第4号までに掲げる書類
- (2) 旧国立養護教諭養成所設置法（昭和40年法律第16号）による国立養護教諭養成所（以下「旧国立養護教諭養成所」という。）に3年以上在学し、所定の課程を終えて卒業した旨の証明書

第7条の2 免許法第5条の2第3項に基づく新教育領域の追加の定め（普通免許状に係るものに限る。）を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 教育職員免許状新教育領域追加願（第1号様式の2）
- (2) 第3条第1項第2号から 第4号まで及び第6号に掲げる書類
- (3) 特別支援学校教諭免許状
(新設)

（教育職員検定の出願）

第8条 免許法第6条に規定する教育職員検定（以下「検定」という。）を受けようとする者は、次に掲げる

_____書類を提出しなければならない。ただし、現に勤務する者にあつては、宣誓書を省略し、_____身体に関する証明書を定期健康診断書の写しに所属長の原本証明を付したものに替えることができるものとする。

- (1) 免許法別表第3による場合
 - ア 教育職員検定願（第5号様式。以下同じ。）
 - イ 履歴書
 - ウ 戸籍抄本
 - エ 人物に関する証明書（第6号様式。以下同じ。）

オ 実務に関する証明書
カ 教科に関する証明書（第7号様式。以下同じ。）
キ 学力に関する証明書
ク 身体に関する証明書（第8号様式。以下同じ。）
ケ 免許状の写し又は授与証明書
コ 宣誓書

(2) 免許法別表第4による場合 次のアからクまでに掲げる書類

ア 教育職員検定願
イ 履歴書
ウ 戸籍抄本
エ 人物に関する証明書
オ 学力に関する証明書
カ 身体に関する証明書
キ 免許状の写し又は授与証明書
ク 宣誓書

(3) 免許法別表第5による場合 次のアからコまでに掲げる書類

ア 教育職員検定願
イ 履歴書
ウ 戸籍抄本
エ 人物に関する証明書
オ 実務に関する証明書又は実地の経験及び技術に関する証明書（第9号様式。以下同じ。）

カ 学力に関する証明書
キ 身体に関する証明書
ク 基礎資格証明書
ケ 免許状の写し又は授与証明書
コ 宣誓書

(4) 免許法別表第6による場合 次のアからコまでに掲げる書類

ア 教育職員検定願
イ 履歴書

オ 実務に関する証明書
カ 教科に関する証明書（第7号様式。以下同じ。）
キ 学力に関する証明書
ク 身体に関する証明書（第8号様式。以下同じ。）
ケ 免許状の写し又は授与証明書
コ 宣誓書

(2) 免許法別表第4による場合

ア 教育職員検定願
イ 履歴書
ウ 戸籍抄本
エ 人物に関する証明書
オ 学力に関する証明書
カ 身体に関する証明書
キ 免許状の写し又は授与証明書
ク 宣誓書

(3) 免許法別表第5による場合

ア 教育職員検定願
イ 履歴書
ウ 戸籍抄本
エ 人物に関する証明書
オ 実務に関する証明書又は実地の経験及び技術に関する証明書（第9号様式。以下同じ。）

カ 学力に関する証明書
キ 身体に関する証明書
ク 基礎資格証明書
ケ 免許状の写し又は授与証明書
コ 宣誓書

(4) 免許法別表第6による場合

ア 教育職員検定願
イ 履歴書

ウ	戸籍抄本	
エ	人物に関する証明書	
オ	実務に関する証明書	
カ	学力に関する証明書	
キ	身体に関する証明書	
ク	免許状の写し又は授与証明書	
ケ	看護師免許又は保健師免許の写し	
コ	宣誓書	
(5) 免許法別表第6の2による場合 次のアからコまでに掲げる書類		
ア	教育職員検定願	
イ	履歴書	
ウ	戸籍抄本	
エ	人物に関する証明書	
オ	実務に関する証明書	
カ	学力に関する証明書	
キ	身体に関する証明書	
ク	免許状の写し又は授与証明書	
ケ	管理栄養士又は栄養士の免許の写し	
コ	宣誓書	
(6) 免許法別表第7による場合 次のアからケまでに掲げる書類		
ア	教育職員検定願	
イ	履歴書	
ウ	戸籍抄本	
エ	人物に関する証明書	
オ	実務に関する証明書	
カ	学力に関する証明書	
キ	身体に関する証明書	
ク	免許状の写し又は授与証明書	
ケ	宣誓書	
(7) 免許法別表第8による場合 次のアからコまでに掲げる書類		

ウ	戸籍抄本	
エ	人物に関する証明書	
オ	実務に関する証明書	
カ	学力に関する証明書	
キ	身体に関する証明書	
ク	免許状の写し又は授与証明書	
ケ	看護師免許又は保健師免許の写し	
コ	宣誓書	
(5) 免許法別表第6の2による場合		
ア	教育職員検定願	
イ	履歴書	
ウ	戸籍抄本	
エ	人物に関する証明書	
オ	実務に関する証明書	
カ	学力に関する証明書	
キ	身体に関する証明書	
ク	免許状の写し又は授与証明書	
ケ	管理栄養士又は栄養士の免許の写し	
コ	宣誓書	
(6) 免許法別表第7による場合		
ア	教育職員検定願	
イ	履歴書	
ウ	戸籍抄本	
エ	人物に関する証明書	
オ	実務に関する証明書	
カ	学力に関する証明書	
キ	身体に関する証明書	
ク	免許状の写し又は授与証明書	
ケ	宣誓書	
(7) 免許法別表第8による場合		

<p>ア 教育職員検定願 イ 履歴書 ウ 戸籍抄本 エ 人物に関する証明書 オ 実務に関する証明書 カ 教科に関する証明書 キ 学力に関する証明書 ク 身体に関する証明書 ケ 免許状の写し又は授与証明書 コ 宣誓書</p>	<p>ア 教育職員検定願 イ 履歴書 ウ 戸籍抄本 エ 人物に関する証明書 オ 実務に関する証明書 カ 教科に関する証明書 キ 学力に関する証明書 ク 身体に関する証明書 ケ 免許状の写し又は授与証明書 コ 宣誓書</p>
<p>2 免許法附則第5項又は免許法施行規則第11条の表備考第3号若しくは第4号の規定により前項の検定を受けようとする者は、同項第1号に掲げる書類のほか、免許法附則第5項の表に規定する基礎資格を証明する書類又は大学在学証明書若しくは旧国立養護教諭養成所の卒業証明書を提出しなければならぬ。</p> <p>3 免許法施行規則第38項及び第39項の規定により検定を受けようとする者は、第1項第1号に掲げる書類のほか、修業年限を記載した _____ 看護師養成施設の卒業証明書を提出しなければならぬ。</p> <p>4 免許法第5条の2第3項に規定する教育職員検定（普通免許状に係るものに限る。）を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならぬ。</p> <p>(1) 教育職員検定（新教育領域追加）願（第5号様式の2。以下同じ。） (2) 第1項第1号イからエまで、キ、ク及びビコに掲げる書類 (3) 特別支援学校教諭免許状</p>	<p>2 免許法附則第5項又は免許法施行規則第11条の表備考第3号若しくは第4号の規定により前項の検定を受けようとする者は、前項第1号アからコまでに掲げる書類のほか、免許法附則第5項の表に規定する基礎資格を証明する書類又は大学在学証明書若しくは旧国立養護教諭養成所の卒業証明書を提出しなければならぬ。</p> <p>3 免許法施行規則第35項及び第36項の規定により検定を受けようとする者は、第1項第1号アからコまでに掲げる書類のほか、修業年限を記載した免許法施行規則附則第35項に規定する看護師養成施設の卒業証明書を提出しなければならぬ。</p> <p>(削る。) (← 第10条の2に移記)</p>
<p>第9条 免許法附則第9項の規定により検定を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。</p> <p>(1) 教育職員検定願 (2) 履歴書 (3) 戸籍抄本 (4) 人物に関する証明書 (5) 実務に関する証明書又は実地の経験及び技術に関する証明書</p>	<p>第9条 (略)</p>

- (6) 学力に関する証明書
- (7) 基礎資格証明書
- (8) 身体に関する証明書
- (9) 宣誓書

第9条の2 (略)

第9条の2 免許法附則第17項の規定により検定を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 教育職員検定願
- (2) 履歴書
- (3) 戸籍抄本
- (4) 人物に関する証明書
- (5) 実務に関する証明書又は実地の経験及び技術に関する証明書
- (6) 学力に関する証明書
- (7) 基礎資格証明書
- (8) 身体に関する証明書
- (9) 宣誓書
- (10) 管理栄養士又は栄養士の免許の写し

第9条の3 (略)

第9条の3 免許法附則第18項の規定により検定を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 教育職員検定願
- (2) 履歴書
- (3) 戸籍抄本
- (4) 人物に関する証明書
- (5) 実務に関する証明書（幼稚園免許状用）（第4号様式の2）
- (6) 学力に関する証明書
- (7) 基礎資格証明書
- (8) 身体に関する証明書
- (9) 宣誓書
- (10) 保育士証の写し又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第1項に規

定する保育士の登録をしている者であることを証明する書類

第10条 (略)

第10条 施行法第2条の規定により検定を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。ただし、第5号及び第7号から第9号までに掲げる書類は、必要のある者に限る。

- (1) 教育職員検定願
- (2) 履歴書
- (3) 戸籍抄本
- (4) 人物に関する証明書
- (5) 実務に関する証明書又は実地の経験及び技術に関する証明書
- (6) 身体に関する証明書
- (7) 基礎資格証明書
- (8) 学業成績証明書
- (9) 免許状の写し又は授与証明書
- (10) 宣誓書

2 施行法第2条第1項の表下欄に規定する臨時免許状を受けようとする者は、前項第9号に掲げる書類に替えて助教諭採用見込証明書（第10号様式。以下同じ。）を提出しなければならない。

2 施行法第2条第1項の表下欄に規定する臨時免許状を受けようとする者は、前項第9号に規定する書類に替えて助教諭採用見込証明書（第10号様式。以下同じ。）を提出しなければならない。

(新設) ← 第8条第4項から移記（2号に「オ」を加える。）

第8条

第10条の2 免許法第5条の2第3項に規定する検定（普通免許状に係るものに限る。）を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 教育職員検定（新教育領域追加）願（第10号様式の2。以下同じ。）
- (2) 第8条第1項第1号イからオまで、キ、ク及びコに掲げる書類
- (3) 新教育領域の追加を受ける特別支援学校の教員の免許状
- (4) 前号の免許状が4年改正法による改正前の19年改正法附則第2条第1項の規定により有効期間の定めがないものとされた普通免許状である場合にあつては、当該免許状が4年改正法附則第12条に規定する普通免許状でないことを証する書類

4 免許法第5条の2第3項に規定する教育職員検定（普通免許状に係るものに限る。）を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 教育職員検定（新教育領域追加）願（第5号様式の2。以下同じ。）
- (2) 第1項第1号イからエまで、キ、ク及びコに掲げる書類
- (3) 特別支援学校教諭免許状
(新設)

(特別免許状の出願)

第11条 免許法第5条第2項の規定により検定を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1)～(9) (略)

(特別免許状の出願等)

第11条 免許法第5条第3項の規定により検定を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 教育職員検定願
- (2) 履歴書
- (3) 戸籍抄本
- (4) 教育職員に任命し、又は雇用しようとする者の推薦書 (第11号様式)
- (5) 担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有する旨の証明書
- (6) 人物に関する証明書
- (7) 実務に関する証明書
- (8) 身体に関する証明書
- (9) 宣誓書

(臨時免許状の出願)

第12条 免許法第5条第5項の規定により検定を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。ただし、普通免許状を有する者は、第1号から第3号まで、第7号及び第9号に掲げる書類並びにその免許状の写し又は授与証明書のみで足りる。

(1)～(9) (略)

(臨時免許状の出願)

第12条 免許法第5条第6項の規定により検定を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。ただし、普通免許状を有する者は、第1号から第3号まで、第7号及び第9号に掲げる書類並びにその免許状の写し又は授与証明書のみで足りる。

- (1) 教育職員検定願
- (2) 履歴書
- (3) 戸籍抄本
- (4) 人物に関する証明書
- (5) 実務に関する証明書又は実地の経験及び技術に関する証明書
- (6) 身体に関する証明書
- (7) 助教諭採用見込証明書
- (8) 学校の卒業又は修了証明書及び成績証明書又はこれに代わるもの
- (9) 宣誓書

2 臨時免許状を有する者が、引き続き同種の臨時免許状を受けようとするときは、前項第8号に掲げる書類に替えて所有する臨時免許状を提出しなければならない。

2 臨時免許状を有する者が、引き続き同種の臨時免許状を受けようとするときは、前項第8号に規定する書類に替えて所有する臨時免許状を提出しなければならない。

<p>第12条の2 免許法第5条の2第3項の規定により検定（臨時免許状に係るものに限る。）を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。ただし、普通免許状を有する者については、第1号から第3号まで、第6号、第8号及び第9号に掲げる書類並びにその免許状の写しのみで足りる。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(特別支援学校自立教科の免許状の授与等^{出願})</p> <p>第13条 免許法施行規則第64条第1項の規定する免許状の授与を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>教育職員免許状授与願</u> (2)～(9) (略)</p>	<p>第12条の2 免許法第5条の2第3項に規定する<u>教育職員検定</u>（臨時免許状に係るものに限る。）を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。ただし、普通免許状を有する者については、第1号から第3号まで、第6号、第8号及び第9号に掲げる書類並びにその免許状の写しのみで足りる。</p> <p>(1) <u>教育職員検定（新教育領域追加）願</u> (2) 履歴書 (3) 戸籍抄本 (4) 人物に関する証明書 (5) 身体に関する証明書 (6) 助教諭採用見込証明書 (7) 学校の卒業又は修了証明書及び成績証明書又はこれに代わるもの (8) 宣誓書 (9) 特別支援学校教諭臨時免許状</p> <p>(特別支援学校自立教科の免許状の授与^{出願})</p> <p>第13条 免許法施行規則第64条第1項の規定により特別支援学校自立教科教諭免許状を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>教育職員検定願</u> (2) 履歴書 (3) 戸籍抄本 (4) 人物に関する証明書 (5) 身体に関する証明書 (6) 卒業又は修了証明書 (7) 理療、理学療法又は理容に関する免許証明書 (8) 宣誓書 (9) 学力に関する証明書</p> <p>2 免許法施行規則第64条第2項の規定により検定を受けようとする者は、<u>前項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を提出しなければならない。</u> (新設) (新設)</p>
<p>(特別支援学校自立教科の免許状の授与等^{出願})</p> <p>第13条 免許法施行規則第64条第1項の規定する免許状の授与を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>教育職員免許状授与願</u> (2)～(9) (略)</p> <p>2 免許法施行規則第64条第1項の規定により検定を受けようとする者は</p> <p><u>、次に掲げる書類を提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>教育職員検定願</u> (2) <u>前項第2号から第9号までに掲げる書類</u></p>	<p>(特別支援学校自立教科の免許状の授与^{出願})</p> <p>第13条 免許法施行規則第64条第1項の規定により特別支援学校自立教科教諭免許状を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>教育職員検定願</u> (2) 履歴書 (3) 戸籍抄本 (4) 人物に関する証明書 (5) 身体に関する証明書 (6) 卒業又は修了証明書 (7) 理療、理学療法又は理容に関する免許証明書 (8) 宣誓書 (9) 学力に関する証明書</p> <p>2 免許法施行規則第64条第2項の規定により検定を受けようとする者は、<u>前項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を提出しなければならない。</u> (新設) (新設)</p>

(3)～(5) (略)

(1) 実務に関する証明書

(2) 免許状の写し又は授与証明書

(3) 学力に関する証明書

第14条 免許法施行規則第65条の規定により検定を受けようとする者は

、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 前条第2項第1号及び第2号に掲げる書類

(2)・(3) (略)

第14条 免許法施行規則第65条の規定により検定を受けようとする者は、前条第1項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(新設)

(1) 実務に関する証明書又は実地の経験及び技術に関する証明書

(2) 特別支援学校自立教科助教諭採用見込証明書（第10号様式に準ずる。）

(外国において授与された免許状を有する者等の検定の出願)

第15条 (略)

(外国において授与された免許状を有する者等の検定の出願)

第15条 外国において授与された免許状を有する者又は外国の学校を卒業し、若しくは修了した者で免許法第18条の規定により検定を受けようとするものについては、第10条の規定を準用する。

(免許状交付の出願)

第16条 (略)

(免許状交付の出願)

第16条 施行法第1条第3項の規定により免許状の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 教育職員免許状交付願（第12号様式）

(2) 履歴書

(3) 戸籍抄本

(4) 教科に関する証明書

(5) 宣誓書

(6) 旧免許状の写し又は授与証明書

2 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）、旧教員免許令（明治33年勅令第134号）又は旧幼稚園令（大正15年勅令第74号）（以下「旧令」という。）による教員免許状に記載された氏名又は本籍に変更がある場合は、前項各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(出願の特例)

(新設)

第16条の2 4年改正法による改正前の免許法第9条の2第1項に規定する有効期間の更新を受けなかったことにより効力を失った普通免許状又は4年改正法による改正前の19年改正法附則第2条第5項の規定により効力を失った普通免許状と同一の普通免許状の授与を受けようとする者（検定により当該授与を受けようとする者を含む。）は、この章の規定による次に掲げる書類の提出を省略することができる。ただし、教育長が当該普通免許状を授与するため提出の必要があると認めるものは、この限りでない。

- (1) 基礎資格証明書
- (2) 学力に関する証明書（検定により授与を受けようとする者を除く。）
- (3) 介護等体験証明書等
- (4) 実務に関する証明書
- (5) 教科に関する証明書
- (6) 実地の経験及び技術に関する証明書

（書換え又は再交付の出願）
第17条 （略）

- (1) 書換えの場合は、教育職員免許状書換願（第13号様式） 、書換えに係る免許状及び戸籍抄本
- (2) 再交付の場合は、教育職員免許状再交付願（第14号様式） 、破損の理由によるものはその免許状、紛失の理由によるものはその理由書
- (3) 書換え又は再交付を願い出る免許状が4年改正法による改正前の19年改正法附則第2条第1項の規定により有効期間の定めがないものとされた普通免許状又は特別免許状である場合にあっては、当該免許状が4年改正法附則第12条に規定する普通免許状又は特別免許状でないことを証する書類

（手数料）
第18条 （略）

第3章 単位の修得方法

（書換え又は再交付の出願）

第17条 免許法第15条の規定により免許状の書換え又は再交付を願い出る者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 書換えの場合は、教育職員免許状書換願（第13号様式）のほか、書換えに係る免許状及び戸籍抄本
- (2) 再交付の場合は、教育職員免許状再交付願（第14号様式）のほか、破損の理由によるものはその免許状、紛失の理由によるものはその理由書（新設）

（手数料）
第18条 （略）

第3章 単位の修得方法

<p>(単位の修得方法)</p> <p>第19条 検定により普通免許状を受けようとする者の単位の修得方法は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 免許法別表第3関係 ア～キ (略)</p> <p>ク 免許法施行規則附則第38項及び第39項の規定により保健の教科の高等学校教諭の一種免許状を受けようとする場合 (イ)・(i) (略)</p> <p>(2)～(10) (略)</p> <p>(特別免許状の様式)</p> <p>第29条 特別免許状の様式は、第20号様式とする。</p> <p>(免許状の授与証明書)</p> <p>第32条 免許状の授与証明書の交付を受けようとする者は、免許状の種類（免許教科の種類を含む。）ごとに<u>教育職員免許状授与証明書交付願（第22号様式）</u>により願い出なければならない。 (新設)</p>	<p>(単位の修得方法)</p> <p>第19条 検定により普通免許状を受けようとする者の単位の修得方法は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 免許法別表第3関係 ア～キ (略)</p> <p>ク 免許法施行規則附則第35項及び第36項の規定により保健の教科の高等学校教諭の一種免許状を受けようとする場合 (イ)・(i) (略)</p> <p>(2)～(10) (略)</p> <p>(特別免許状の様式)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>(免許状の授与証明書)</p> <p>第32条 免許状の授与証明書の交付を願い出る者は、免許状の種類（免許教科の種類を含む。）ごとに次に掲げる書類を提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>教育職員免許状授与証明書交付願（第22号様式）</u></p> <p>(2) <u>授与証明書の交付を受けようとする免許状が4年改正法による改正前の19年改正法附則第2条第1項の規定により有効期間の定めがないものとされた普通免許状又は特別免許状である場合</u>にあつては、当該免許状が4年改正法附則第12条に規定する普通免許状又は特別免許状でないことを証する書類</p> <p>2 前項の規定により願い出をする者は、その手数料を、沖縄県収入証紙をもって納入しなければならない。</p> <p>3 第1項の証明書の様式は、第23号様式とする。</p> <p>(助教諭採用見込証明書)</p> <p>第33条 所轄庁は、教諭の普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り、助教諭採用見込証明書を発行するものとする。</p>
<p>(免許状の授与証明書)</p> <p>第29条 特別免許状の様式は、第20号様式とする。</p> <p>(特別免許状の様式)</p> <p>(免許状の授与証明書)</p> <p>第32条 免許状の授与証明書の交付を受けようとする者は、免許状の種類（免許教科の種類を含む。）ごとに<u>教育職員免許状授与証明書交付願（第22号様式）</u>により願い出なければならない。 (新設)</p> <p>2 前項の規定により願い出をする者は、その手数料を、沖縄県収入証紙をもって納入しなければならない。</p> <p>3 第1項の証明書の様式は、第23号様式とする。</p> <p>(助教諭採用見込証明書)</p> <p>第33条 所轄庁は、教諭の普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り、助教諭採用見込証明書を発行するものとする。</p>	<p>(助教諭採用見込証明書)</p> <p>第33条 所轄庁は、教諭の普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り、助教諭採用見込証明書を発行するものとする。</p>

(返納命令)

第34条 免許法第10条第1項及び第11条第4項

の規定により失効した免許状を返納させようとするときは、返納命令書（第24号様式）による。

第1号様式（第3条—第7条、第13条関係）

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">沖縄県収入 ちよう 証紙貼付欄</div>
教育職員免許状授与願

第3号様式（第3条—第16条関係）

宣誓書

第4号様式（第3条、第8条—第9条の2、第10条、第11条、第12条、第13条—第15条関係）

実務に関する証明書

第5号様式（第8条—第10条、第11条、第12条、第13条—第15条関係）

--

(返納命令)

第34条 免許法第10条第1項及び第11条第5項及び第11条第5項及び教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第6項の規定により失効した免許状を返納させようとするときは、返納命令書（第24号様式）による。

第1号様式（第3条—第7条 関係）

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">沖縄県収入 ちよう 証紙貼付欄</div>
教育職員免許状授与願

第3号様式（第3条—第15条関係）

宣誓書

第4号様式（第3条、第8条—第9条の2、第10条—第12条、第13条—第15条関係）

実務に関する証明書

第5号様式（第8条—第15条 関係）

--

沖縄県収入
証紙貼付欄

教育職員検定願

沖縄県収入
証紙貼付欄

教育職員検定願

(削る)

第10号様式の2に移記

第5号様式の2 (第8条関係)

沖縄県収入
証紙貼付欄

教育職員検定 (新教育領域追加) 願

第9号様式 (第8条—第9条の2、第10条、第12条、第14条、第15条関係)

実地の経験及び技術に関する証明書

第9号様式 (第8条—第10条、第12条、第14条—第15条関係)

実地の経験及び技術に関する証明書

第10号様式 (第10条、第12条、第12条の2、第14条、第15条、第33条関係)

助教諭採用見込証明書

第10号様式 (第10条、第12条、第12条の2、第14条—第15条、第34条関係)

助教諭採用見込証明書

第10号様式の2 (第10条の2、第12条の2関係)

(新設)

第5号様式の2 (第8条関係) を移記

沖縄県収入
証紙貼付欄

教育職員検定（新教育領域追加）願

第20号様式（第29条関係）

（教育職員）特別免許状

本籍地
氏名
年月日生

右の者に教育職員免許法第五条の定める
ところにより（左記の教科について）（教
育職員）特別免許状を授与する。

（記）
（教科）
年月日 沖縄県教育委員会 印

番号
根拠規定
教育機関名
卒業又は終了の年月日
有効期間の満了の日

この免許状は、教育職員免許法第九条第
二項の規定により沖縄県において効力を有
する。

備考

第20号様式（第29条関係）

（教育職員）特別免許状

本籍地
氏名
年月日生

右の者に教育職員免許法第五条の定める
ところにより（左記の教科について）（教
育職員）特別免許状を授与する。

（記）
（教科）
年月日 沖縄県教育委員会 印

番号
根拠規定
教育機関名
卒業又は終了の年月日
有効期間の満了の日

この免許状は、教育職員免許法第九条第
二項の規定により沖縄県において効力を有
する。

備考

第23号様式 (第32条関係)

<p style="text-align: center;">教育職員免許状授与証明書 本籍地 氏名 生年月日</p> <p>上記の者に下記の教育職員免許状を授与したことを証明します。 記</p>		第	号
免許状の種類			
教科、事項又は領域			
免許状番号			
授与年月日			
授与権者			
	領域名		追加年月日
追加した領域及び追加年月日			
根拠規定			
備考			
		年	月
		日	
		沖縄県教育委員会	

第23号様式 (第32条関係)

<p style="text-align: center;">教育職員免許状授与証明書 本籍地 氏名 生年月日</p> <p>上記の者に下記の教育職員免許状を授与したことを証明します。 記</p>		第	号
免許状の種類			
教科、事項又は領域			
免許状番号			
授与年月日			
授与権者			
	領域名		追加年月日
追加した領域及び追加年月日			
根拠規定			
有効期間の満了日			
備考			
		年	月
		日	
		沖縄県教育委員会	

参照条文

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(昭和三十一年法律第六十二号)

(学校等の管理)

第三十三条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その所管に属する学校その他の教育機関の施設、設備、組織編制、教育課程、教材の取扱いその他の管理運営の基本的事項について、必要な教育委員会規則を定めるものとする。この場合において、当該教育委員会規則で定めようとする事項のうち、その実施のためには新たに予算を伴うこととなるものについては、教育委員会は、あらかじめ当該地方公共団体の長に協議しなければならない。

2・3 略

○教育職員免許法 (昭和二十四年法律第四百四十

七号)

(この法律の目的)

第一条 この法律は、教育職員の免許に関する基準を定め、教育職員の資質の保持と向上を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「教育職員」とは、学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(第三項において「第一条学校」という。))並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園(以下「幼保連携型認定こども園」という。))をいう。以下同じ。)の主幹教諭(幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。以下同じ。)、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師(以下「教員」という。)をいう。

2 (略)

3 この法律において「所轄庁」とは、大学附置の国

立学校(国(国立大学法人法(平成十五年法律第十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。以下この項において同じ。))が設置する学校をいう。以下同じ。)又は公立学校(地方公共団体(地方独立行政法人法(平成十五年法律第一百八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人(以下単に「公立大学法人」という。))を含む。))が設置する学校をいう。以下同じ。)の教員にあつてはその大学の学長、大学附置の学校以外の公立学校(第一条学校に限る。)の教員にあつてはその学校を所管する教育委員会、大学附置の学校以外の公立学校(幼保連携型認定こども園に限る。)の教員にあつてはその学校を所管する地方公共団体の長、私立学校(国及び地方公共団体(公立大学法人を含む。))以外の者が設置する学校をいう。以下同じ。)の教員にあつては都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下この項において「指定都市等」という。))の区域内の幼保連携型認定こども園の教員にあつては、当該指定都市等の長)をいう。

4・5 (略)

(免許)

第三条 教育職員は、この法律により授与する各相当の免許状を有する者でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)及び指導教諭については各相当学校の教諭の免許状を有する者を、養護をつかさどる主幹教諭については養護教諭の免許状を有する者を、栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭については栄養教諭の免許状を有する者を、講師については各相当学校の教員の相当免許状を有する者を、それぞれ充てるものとする。

3 特別支援学校の教員(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭並びに特別支援学校において自立教科等の教授を担当する教員を除く。)については、第一項の規定にかかわらず、特別支援学校の教員の免許状のほか、特別支援学校の各部に相当する学校の教員の免許状を有する者でなければならない。

4 義務教育学校の教員(養護又は栄養の指導及び管

理をつかさどる主幹教諭、養護教諭、養護助教諭並びに栄養教諭を除く。)については、第一項の規定にかかわらず、小学校の教員の免許状及び中学校の教員の免許状を有する者でなければならない。

5 中等教育学校の教員(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭、養護教諭、養護助教諭並びに栄養教諭を除く。)については、第一項の規定にかかわらず、中学校の教員の免許状及び高等学校の教員の免許状を有する者でなければならない。

6 (略)
(種類)

第四条 免許状は、普通免許状、特別免許状及び臨時免許状とする。

2 普通免許状は、学校(義務教育学校、中等教育学校及び幼保連携型認定こども園を除く。)の種類ごとの教諭の免許状、養護教諭の免許状及び栄養教諭の免許状とし、それぞれ専修免許状、一種免許状及び二種免許状(高等学校教諭の免許状にあつては、専修免許状及び一種免許状)に区分する。

3 特別免許状は、学校(幼稚園、義務教育学校、中等教育学校及び幼保連携型認定こども園を除く。)の種類ごとの教諭の免許状とする。

4 臨時免許状は、学校(義務教育学校、中等教育学校及び幼保連携型認定こども園を除く。)の種類ごとの助教諭の免許状及び養護助教諭の免許状とする。

5 中学校及び高等学校の教員の普通免許状及び臨時免許状は、次に掲げる各教科について授与するものとする。

一・二 (略)

6 小学校教諭、中学校教諭及び高等学校教諭の特別免許状は、次に掲げる教科又は事項について授与するものとする。

一〜三 (略)

第四条の二 特別支援学校の教員の普通免許状及び臨時免許状は、一又は二以上の特別支援教育領域について授与するものとする。

2 特別支援学校において専ら自立教科等の教授を担当する教員の普通免許状及び臨時免許状は、前条第二項の規定にかかわらず、文部科学省令で定めるところにより、障害の種類に応じて文部科学省令で定める自立教科等について授与するものとする。

3 特別支援学校教諭の特別免許状は、前項の文部科学省令で定める自立教科等について授与するものと

する。

(授与)

第五条 普通免許状は、別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める単位を修得した者又はその免許状を授与するため行う教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には、授与しない。

一〜六 (略)

2 特別免許状は、教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、前項各号のいずれかに該当する者には、授与しない。

3 前項の教育職員検定は、次の各号のいずれにも該当する者について、教育職員に任命し、又は雇用しようとする者が、学校教育の効果的な実施に特に必要があると認める場合において行う推薦に基づいて行うものとする。

一・二 (略)

4 第六項に規定する授与権者は、第二項の教育職員検定において合格の決定をしようとするときは、学校教育に関し学識経験を有する者その他の文部科学省令で定める者の意見を聴かななければならない。

5 臨時免許状は、普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り、第一項各号のいずれにも該当しない者で教育職員検定に合格したものに授与する。ただし、高等学校助教諭の臨時免許状は、次の各号のいずれかに該当する者以外の者には授与しない。

一・二 (略)

6 免許状は、都道府県の教育委員会(以下「授与権者」という。)が授与する。

(免許状の授与の手続等)

第五条の二 免許状の授与を受けようとする者は、申請書に授与権者が定める書類を添えて、授与権者に申し出るものとする。

2 特別支援学校の教員の免許状の授与に当たっては、当該免許状の授与を受けようとする者の別表第一の第三欄に定める特別支援教育に関する科目(次項において「特別支援教育科目」という。)の修得の状況又は教育職員検定の結果に応じて、文部科学省令で定めるところにより、一又は二以上の特別支援教育領域を定めるものとする。

3 特別支援学校の教員の免許状の授与を受けた者が、その授与を受けた後、当該免許状に定められている特別支援教育領域以外の特別支援教育領域（以下「新教育領域」という。）に関して特別支援教育科目を修得し、申請書に当該免許状を授与した授与権者が定める書類を添えて当該授与権者にその旨を申し出た場合、又は当該授与権者が行う教育職員検定に合格した場合には、当該授与権者は、前項に規定する文部科学省令で定めるところにより、当該免許状に当該新教育領域を追加して定めるものとする。

（教育職員検定）

第六条 教育職員検定は、受検者の人物、学力、実務及び身体について、授与権者が行う。

2 学力及び実務の検定は、第五条第二項及び第五項、前条第三項並びに第十八条の場合を除くほか、別表第三又は別表第五から別表第八までに定めるところによつて行わなければならない。

3 一以上の教科についての教諭の免許状を有する者に他の教科についての教諭の免許状を授与するため行う教育職員検定は、第一項の規定にかかわらず、受検者の人物、学力及び身体について行う。この場合における学力の検定は、前項の規定にかかわらず、別表第四の定めるところによつて行わなければならない。

（失効）

第十条 免許状を有する者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その免許状はその効力を失う。

一〜三 （略）

2 （略）

（取上げ）

第十一条 国立学校、公立学校（公立大学法人が設置するものに限る。次項第一号において同じ。）又は私立学校の教員が、前条第一項第二号に規定する者の場合における懲戒免職の事由に相当する事由により解雇されたと認められるときは、免許管理者は、その免許状を取り上げなければならない。

2 免許状を有する者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、免許管理者は、その免許状を取り上げなければならない。

一・二 （略）

3 免許状を有する者（教育職員以外の者に限る。）が、法令の規定に故意に違反し、又は教育職員たる

にふさわしくない非行があつて、その情状が重いと認められるときは、免許管理者は、その免許状を取り上げることができる。

4 前三項の規定により免許状取上げの処分を行ったときは、免許管理者は、その旨を直ちにその者に通知しなければならない。この場合において、当該免許状は、その通知を受けた日に効力を失うものとする。

5 （略）

（書換又は再交付）

第十五条 免許状を有する者がその氏名又は本籍地を変更し、又は免許状を破損し、若しくは紛失したときは、その事由をしるして、免許状の書換又は再交付をその免許状を授与した授与権者に願ひ出ることができる。

（免許状授与の特例）

第十六条 普通免許状は、第五条第一項の規定によるほか、普通免許状の種類に応じて文部科学大臣又は文部科学大臣が委嘱する大学の行う試験（以下「教員資格認定試験」という。）に合格した者で同項各号に該当しないものに授与する。

2・3 （略）

（外国において授与された免許状を有する者等の特例）

第十八条 外国（本州、北海道、四国、九州及び文部科学省令で定めるこれらに附属する島以外の地域をいう。以下同じ。）において授与された教育職員に関する免許状を有する者又は外国の学校を卒業し、若しくは修了した者については、この法律及びこの法律施行のために発する法令の規定に準じ、教育職員検定により、各相当の免許状を授与することができる。

2 前項の規定は、第五条の二第三項の規定により特別支援学校の教員の免許状に新教育領域を追加して定める場合について準用する。この場合において、前項中「外国（」とあるのは「特別支援学校の教員の免許状を有する者であつて、当該免許状の授与を受けた後、外国（」と、「各相当の免許状を授与する」とあるのは「その有する特別支援学校の教員の免許状に各相当の新教育領域を追加して定める」と読み替えるものとする。

附 則

5 別表第三により中学校教諭の一種免許状又は高等学校教諭の専修免許状を受けようとする者が、次の表の第一欄に掲げる基礎資格を有する者で施行法第一一条又は第二一条の規定により次の表の第二欄に掲げる免許状の交付又は授与を受けているときは、学力及び実務の検定は、次の表の第三欄及び第四欄によるものとする。

(表 別添)

8 高等学校教諭の工業の教科についての一種免許状は、当分の間、第五条第一項本文の規定にかかわらず、旧国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法(昭和三十六年法律第八十七号)による国立工業教員養成所に三年以上在学し、所定の課程を終えて卒業した者に対して授与することができる。

9 次の表の第二欄に掲げる基礎資格を有する者に対して教育職員検定により次の表の第一欄に掲げる高等学校教諭の一種免許状を授与する場合における学力及び実務の検定は、当分の間、第六条第二項の規定にかかわらず、次の表の第三欄及び第四欄の定めるところによる。

(表 略)

11 養護教諭の一種免許状又は中学校教諭の保健の教科についての二種免許状は、第五条第一項本文の規定にかかわらず、旧国立養護教諭養成所設置法(昭和四十年法律第十六号)による国立養護教諭養成所(次項において「旧国立養護教諭養成所」という。)を卒業した者に対して授与することができる。

17 次の表の第二欄に掲げる基礎資格を有する者(学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)第七条に規定する職員その他の学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員のうち栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭並びに栄養教諭以外の者並びに教育委員会の事務局において学校給食の適切な実施に係る指導を担当する者に限る。)に対して教育職員検定により次の表の第一欄に掲げる栄養教諭の一種免許状又は二種免許状を授与する場合における学力及び実務の検定は、当分の間、第六条第二項の規定にかかわらず、次の表の第三欄及び第四欄の定めるところによる。

(表 略)

18 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第十八条の十八第一項に規定する保育士の登録をしている者であつて学士の学位又は短期大学士の学位その他の文部科学省令で定める基礎資格を有するものに対して教育職員検定により幼稚園の教諭の一種免許状又は二種免許状を授与する場合における学力及び実務の検定は、認定こども園法一部改正法の施行の日から起算して十年を経過するまでの間は、第六条第二項の規定にかかわらず、当該基礎資格を取得した後文部科学省令で定める職員として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする最低在職年数及び当該基礎資格を取得した後大学その他の文部科学省令で定める機関において修得することを必要とする最低単位数として文部科学省令で定めるものによるものとする。

別表第1、別表第8 (別添)

○教育職員免許法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第二二二号)

附 則

6 中学校教員免許状に係る教科の改正等に関する規定の施行の際、現に旧法若しくは施行法の規定により旧法に規定する図画工作若しくは職業の教科について中学校教諭免許状の授与を受けている者又は施行法の規定により旧法に規定する図画工作若しくは職業の教科について中学校教諭免許状の交付を受けている者で、中学校教員免許状に係る教科の改正等に関する規定の施行の日までの間において文部省令で定める技術の教科に関する講習を修了したものは、当該中学校教諭免許状が失効した場合を除き、新法第五条第一項本文の規定にかかわらず、同法に規定する中学校教諭の技術の教科についての二種免許状を授与することができる。

○教育職員免許法施行規則(昭和二十九年文部省令第二十六号)

〔幼稚園教諭の科目の単位の修得方法〕

第二条 免許法別表第一に規定する幼稚園教諭の普通

免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

(表 別添)

2・3 (略)

〔中学校教諭の科目の単位の修得方法〕

第四条 免許法別表第一に規定する中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

(表 別添)

2～4 (略)

〔高等学校教諭の科目の単位の修得方法〕

第五条 免許法別表第一に規定する高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

(表 別添)

2～4 (略)

〔特別支援教育に関する科目の単位の修得方法〕

第七条 免許法別表第一に規定する特別支援学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の特別支援教育に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

(表 別添)

2～5 (略)

6 免許法第五条の二第三項に規定する教育職員検定のうち、特別支援学校教諭の普通免許状に新教育領域を追加して定める場合の学力及び実務の検定は、次に定めるところによつて行わなければならない。

一 学力の検定は、追加の定めを受けようとする新教育領域の種類に応じ、第一項の表第二欄に掲げる科目についてそれぞれ次のイ又はロに定める単位の修得するものとする。

イ・ロ (略)

一 前号の単位は、文部科学大臣の認定する講習、大学の公開講座若しくは通信教育において修得した単位又は文部科学大臣が大学に委嘱して行う試験の合格により修得した単位をもつて替えることができる。

二 実務の検定は、特別支援学校の教員(専修免許状又は一種免許状に新教育領域の追加の定めを受

けようとする場合にあつては、当該免許状に定められている特別支援教育領域又は追加の定めを受けようとする新教育領域を担当する教員に限り、一種免許状に新教育領域の追加の定めを受けようとする場合にあつては、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は幼保連携型認定こども園の教員を含む。)として一年間良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする。

7・8 (略)

〔養護教諭の科目の単位の修得方法〕

第九条 免許法別表第二に規定する養護教諭の普通免許状の授与を受ける場合の養護及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

(表 別添)

〔教育職員検定の単位の修得方法〕

第十一条 免許法別表第三の規定により普通免許状の授与を受ける場合(特別免許状を有する者で免許法別表第三の規定により普通免許状の授与を受ける場合を除く。)の単位の修得方法は、次の表の第一欄に掲げる免許状の種類に応じ、それぞれ第二欄に掲げる科目の単位を含めて第三欄に掲げる単位を修得するものとする。

(表 別添)

2 (略)

〔授与資格等〕

第六十四条 特別支援学校自立教科教諭の普通免許状は、次の表の下欄に掲げる基礎資格を有する者又は免許法第六条第一項の規定による教育職員検定(以下この章において「教育職員検定」という。)に合格した者に授与する。ただし、特別支援学校自立教科教諭の普通免許状のうち次の各号に掲げるものは、それぞれ当該各号に定める者には、授与しない。

一～三 (略)

(表 別添)

2 前項の教育職員検定のうち、学力及び実務の検定は、次の表の定めるところによる。

(表 別添)

第六十五条 特別支援学校自立教科助教諭の臨時免許

状は、次の各号に掲げる免許教科に応じ、それぞれ当該各号に定める者に、教育職員検定により授与する。

一〜五 (略)

附 則

14 改正法附則第八項の規定の適用を受ける者の単位の修得方法は、教科に関する専門的事項に関する科目二十単位、各教科の指導法に関する科目、教諭の教育の基礎的理解に関する科目等二十四単位並びに大学が独自に設定する科目十六単位を含めて九十単位を修得するものとし、教科に関する専門的事項に関する科目、各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位の修得方法にあつてはそれぞれ第五条に定める修得方法の例にならうものとする。

35 免許法別表第三により保健の教科についての高等学校教諭の一種免許状の授与を受けようとする者が、改正法附則第七項の規定により保健の教科についての高等学校助教諭の臨時免許状の授与を受けており、かつ、保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三号)第七条の規定により看護師の免許を受けているものであるときは、当分の間、その者は、附則第十四項に規定する最低修得単位数のうち、教科に関する専門的事項に関する科目十単位、各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等十二単位並びに大学が独自に設定する科目八単位を含めて四十五単位(同法第二十一条第二号又は第三号の規定に基づき文部科学大臣又は厚生労働大臣が指定した学校又は看護師養成所(次項において「看護師養成施設」という。)のうち修業年限二年のものを卒業した者にあつては、教科に関する専門的事項に関する科目七単位、各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等八単位並びに大学が独自に設定する科目五単位を含めて二十単位)を修得したものとみなして、附則第十四項の規定を適用する。

36 前項の規定の適用を受ける者の改正法附則第八項により読み替えられた免許法別表第三に規定する最低在職年数については、当分の間、その者の看護師養成施設における在学年数一年を在職年数二年とみなして通算することができる。

○教育職員免許法施行法(昭和二十四年法律第百四十八号)

(旧令による教員免許状を有する者についての特例)

第一条 旧国民学校令(昭和十六年勅令第百四十八号)、旧教員免許令(明治三十三年勅令第百三十四号)又は旧幼稚園令(大正十五年勅令第七十四号)の規定により授与された次の表の上欄各号に掲げる教員免許状を有する者は、教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)(以下「免許法」という。)第五条第一項本文の規定にかかわらず、それぞれその下欄に掲げる教員の免許状を有するものとみなす。

(表 別添)

2 前項の表の各号の下欄に掲げる中学校又は高等学校の教員の免許状に関する免許法第四条第五項に掲げる教科については、文部科学省令で定める。

3 第一項の規定により、同項の表の下欄に掲げる教員の免許状を有するものとみなされた者は、それぞれ当該下欄に掲げる教員の免許状の交付を受けるものとする。

4 (略)

(従前の規定による学校の卒業生等に対する免許状の授与)

第二条 次の表の上欄各号に掲げる者は、免許法第六条第一項の規定による教育職員検定により、それぞれその下欄に掲げる免許状の授与を受けることができる。

(表 別添)

○小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律(平成九年法律第九十号)

(趣旨)

第一条 この法律は、義務教育に従事する教員が個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性にかんがみ、教員としての資質の向上を図り、義務教育の一層の充実を期する観点から、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者に、障害者、高齢者等に対する介護、介

助、これらの者との交流等の体験を行わせる措置を講ずるため、小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与について教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七十七号）の特例等を定めるものとする。

（教育職員免許法の特例）

- 第二条** 小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与についての教育職員免許法第五条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「修得した者」とあるのは、「修得した者（十八歳に達した後、七日を下らない範囲内において文部科学省令で定める期間、特別支援学校又は社会福祉施設その他の施設で文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して定めるものにおいて、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験を行った者に限る。）」とする。
- 2 前項の規定により読み替えられた教育職員免許法第五条第一項の規定による体験（以下「介護等の体験」という。）に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。
- 3 介護等に関する専門的知識及び技術を有する者又は身体上の障害により介護等の体験を行うことが困難な者として文部科学省令で定めるものについては、小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与については、第一項の規定は、適用しない。

○小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（平成九年文部省令第四十号）

（介護等の体験に関する証明書）

- 第四条** 小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許法第五条の第二第一項の規定による免許状の授与の申出を行うに当たって、同項に規定する書類のほか、介護等の体験を行った学校又は施設の長が発行する介護等の体験に関する証明書を提出するものとする。
- 2 学校又は施設の長は、小学校又は中学校の普通免許状の授与を受けようとする者から請求があつたときは、その者の介護等の体験に関する証明書を発行しなければならない。
- 3 証明書の様式は、別記様式のとおりとする。

○教員資格認定試験規程（昭和四十八年文部省令第十七号）

（合格証書の授与等）

第七条 文部科学大臣及び大学の学長は、その行なつた認定試験に合格した者に別記第一号様式による合格証書を授与する。

2 （略）

（合格証明書の交付）

第八条 認定試験に合格した者は、当該認定試験を行なつた文部科学大臣又は大学の学長に、その認定試験を行なつた文部科学大臣又は大学が定める所定の申請書により、合格の証明を申請することができる。

2 前項の申請があつた場合には、当該認定試験を行なつた文部科学大臣又は大学の学長は別記第二号様式による合格証明書を交付する。

○旧国立養護教諭養成所設置法（昭和四十年法律第十六号）

（目的）

第一条 この法律は、国立養護教諭養成所の設置等について定め、もつて養護教諭の養成を図ることを目的とする。

○教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律（令和四年法律第四十号）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、令和四年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二 （略）

（教育職員免許法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 この法律の施行の際現に効力を有する普通免許状及び特別免許状であつて、第二条の規定による改正前の教育職員免許法第九条第一項及び第二項の規定により有効期間が定められたものについては、この法律の施行の日（附則第十二条において「施行

日」という。)以後は、有効期間の定めがないものとする。

(教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律の一部改正)

第十一条 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成十九年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十二条 前条の規定による改正前の教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(以下この項において「旧平成十九年改正法」という。)

附則第二条第五項(旧平成十九年改正法附則第十八条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)

の規定により施行日前に失効した普通免許状及び特別免許状(旧平成十九年改正法附則第十八条の規定により読み替えて適用する旧平成十九年改正法附則第二条第一項に規定する特例特別免許状を含む。)

の返納については、なお従前の例による。

2 施行日前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

【4年改正法による改正前】

○教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成十九年法律第九十八号)

附 則

(教育職員免許法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 前条第二号に掲げる規定の施行の際現に第一条の規定による改正前の教育職員免許法の規定、附則第十条の規定による改正前の教育職員免許法施行法(昭和二十四年法律第百四十八号)の規定、附則第十一条の規定による改正前の教育職員免許法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第百五十八号。以下この項において「昭和二十九年改正法」という。)の規定、附則第十三条の規定による改正前の教育職員免許法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第百二十二号)の規定及び附則第十五条

の規定による改正前の教育職員免許法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第二十九号)の規定により授与された普通免許状又は特別免許状を有する者(当該普通免許状及び特別免許状が失効した者を除く。以下この条において「旧免許状所持者」という。)については、第一条の規定による改正後の教育職員免許法(以下「新法」という。)第九条第一項及び第二項の規定にかかわらず、その者の有する普通免許状及び特別免許状(前条第二号に掲げる規定の施行の日以後に新たに授与されたものを含む。)には、有効期間の定めがないものとする。この場合において、新法第五条第二項、第六条第四項、第七条第四項、第九条第四項及び第五項、第九条の二、第九条の四、第十六条の二第二項、第十六条の三第三項、第十六条の四第四項、第十七条第二項、附則第五項後段、附則第八項ただし書、附則第九項後段、附則第十二項ただし書並びに附則第十八項後段の規定、附則第十条の規定による改正後の教育職員免許法施行法第二条第一項後段の規定並びに附則第十一条の規定による改正後の昭和二十九年改正法附則第十項ただし書の規定は、旧免許状所持者には適用しない。

2 旧免許状所持者であつて、新法第二条第一項に規定する教育職員(第七項において単に「教育職員」という。)その他文部科学省令で定める教育の職にある者(以下「旧免許状所持現職教員」という。)は、次項に規定する修了確認期限までに、当該修了確認期限までの文部科学省令で定める二年以上の期間内において免許状更新講習(新法第九条の三第一項に規定する免許状更新講習をいう。以下同じ。)の課程を修了したことについての免許管理者(新法第二条第二項に規定する免許管理者をいう。以下この条において同じ。)による確認(以下「更新講習修了確認」という。)を受けなければならない。

3 修了確認期限は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

一 前条第二号に掲げる規定の施行の日から起算して十一年を経過する日までの期間内でその者の生年月日及びその者の有する免許状の授与の日に応じて文部科学省令で定める年度の末日を経過していない旧免許状所持者(次号に掲げる者を除く。) 当該末日

二 その修了確認期限までに更新講習修了確認を受けた旧免許状所持者 当該修了確認期限の翌日か

ら起算して十年を経過する日の属する年度の末日
三 更新講習修了確認を受けずにその修了確認期限
を経過した旧免許状所持者 その後に免許管理者
による免許状更新講習の課程を修了した後文部科
学省令で定める二年以上の期間内にあることにつ
いての確認を受けた日の翌日から起算して十年を
経過する日の属する年度の末日

4 免許管理者は、旧免許状所持現職教員が、新法第
九条の三第四項の規定により免許状更新講習を受け
ることができないことその他文部科学省令で定める
やむを得ない事由により当該旧免許状所持現職教員
に係る前項に規定する修了確認期限（以下この条に
おいて単に「修了確認期限」という。）までに免許
状更新講習の課程を修了することが困難であると認
めるときは、文部科学省令で定めるところにより相
当の期間を定めて、当該修了確認期限を延期するも
のとする。旧免許状所持現職教員が、新たに普通免
許状又は特別免許状の授与を受けたことその他の当
該旧免許状所持現職教員に係る修了確認期限を延期
することが相当であるものとして文部科学省令で定
める事由に該当すると認めるときも、同様とする。

5 旧免許状所持現職教員（知識技能その他の事項を
勘案して免許状更新講習を受ける必要がないものと
して文部科学省令で定めるところにより免許管理者
が認めた者を除く。）が修了確認期限までに更新講
習修了確認を受けなかった場合には、その者の有す
る普通免許状及び特別免許状は、その効力を失う。

6 前項の規定により免許状が失効した者は、速やか
に、その免許状を免許管理者に返納しなければならない。

7 旧免許状所持者（旧免許状所持現職教員を除
く。）が更新講習修了確認を受けずに修了確認期限
を経過した場合には、その者は、その後に、第三項
第三号に規定する免許管理者による確認を受けな
ければ、教育職員になることができない。

8 免許管理者は、更新講習修了確認若しくは修了確
認期限の延期を行ったとき、又は第五項の規定によ
り免許状が失効したときは、その旨をその免許状を
有する者、その者の所轄庁（新法第二条第三項に規
定する所轄庁をいい、免許管理者を除く。）及びそ
の免許状を授与した授与権者（新法第五条第七項に
規定する授与権者をいい、免許管理者を除く。）に
通知しなければならない。

9 更新講習修了確認若しくは修了確認期限の延期を

行い、若しくは第五項の規定により免許状が失効し
たとき、又は前項の通知を受けたときは、その免許
状を授与した授与権者（新法第五条第七項に規定す
る授与権者をいう。）は、その旨を新法第八条第一
項の原簿に記入しなければならない。

11 （略）

【4年改正法による改正前】

○教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百四 七号）

（有効期間の更新及び延長）

第九条之二 免許管理者は、普通免許状又は特別免許
状の有効期間を、その満了の際、その免許状を有す
る者の申請により更新することができる。

2 前項の申請は、申請書に免許管理者が定める書類
を添えて、これを免許管理者に提出してしなければ
ならない。

3 第一項の規定による更新は、その申請をした者が
当該普通免許状又は特別免許状の有効期間の満了す
る日までの文部科学省令で定める二年以上の期間内
において免許状更新講習の課程を修了した者である
場合又は知識技能その他の事項を勘案して免許状更
新講習を受ける必要がないものとして文部科学省令
で定めるところにより免許管理者が認めた者である
場合に限り、行うものとする。

4 第一項の規定により更新された普通免許状又は特
別免許状の有効期間は、更新前の有効期間の満了の
日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年
度の末日までとする。

5 免許管理者は、普通免許状又は特別免許状を有す
る者が、次条第三項第一号に掲げる者である場合に
おいて、同条第四項の規定により免許状更新講習を
受けることができないことその他文部科学省令で定
めるやむを得ない事由により、その免許状の有効期
間の満了の日までに免許状更新講習の課程を修了す
ることが困難であると認めるときは、文部科学省令
で定めるところにより相当の期間を定めて、その免
許状の有効期間を延長するものとする。

6 （略）